明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金の取崩しに関する省令（国土交通六一）　二

○港則法施行規則の一部を改正する省令（同六二）　二

○ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令（同六三）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務四三五）　一

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三〇〇）　三

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十八条の規定に基づく認定業務規程の変更を認可した件（厚生労働・農林水産三）　三

○ハンバーガーパティの日本農林規格の一部を改正する件（農林水産二〇〇八）　三

○地鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件（同二〇〇九）　三

○ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二〇一〇）　四

○地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二〇一一）　四

○地鶏肉についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二〇一二）　四

○保安林の指定を解除する件（同二〇一三）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九五三）　五

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九五四）　五

○都市計画に関する件（北陸地方整備局一〇七）　五

〔国会事項〕

内閣　人事院　法務省　外務省　東京都　愛知県　大阪府　愛媛県　福岡県　神戸市　五

〔人事異動〕

内閣　人事院　法務省　外務省　東京都　愛知県　大阪府　愛媛県　福岡県　神戸市　六

〔皇室事項〕

官庁事項　六

〔官庁報告〕

登録船舶職員養成施設の登録に関する公示（国土交通省）　六

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　六

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（近畿地方交通審議会）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁　六

財団、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分、公示送達関係　六

裁判所　七

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他　八

省令

○国土交通省令第六十一号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第七条第一項の規定に基づき、九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金の取崩しに関する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金の取崩しに関する省令

（経営安定基金を取り崩した額に相当する金額の取扱い）

第一条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された九州旅客鉄道株式会社（以下単に「九州旅客鉄道株式会社」という。）（改正法の施行の日以後にあっては、改正法附則第二条第一項に規定する新会社。以下同じ。）は、改正法附則第七条第一項の規定により経営安定基金を取り崩し、その取り崩した額に相当する金額を、改正法の施行の日の前日に第一号及び第二号に掲げる費用に充て、その残額を、改正法の施行の日以後に第三号に掲げる費用に充てるものとする。

一　福岡市と鹿児島市とを連絡する新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料の全額を一括して支払うための費用

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入金の全額を一括して返済するための費用

三　鉄道網の維持向上に資する鉄道事業の用に供する資産への設備投資を行うための費用（設備投資計画）

第二条　九州旅客鉄道株式会社は、改正法の施行の日の前日までに、前条の規定により取り崩した額に相当する金額を充てて行う同条第三号の設備投資に係る計画（以下「設備投資計画」という。）を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。